

公用・公共用の取得要望を受け付ける物件

ここに掲載されている物件は、ホームページ掲載日から3ヶ月間、公用・公共用利用のための取得要望を受け付けます。

- 【留意事項】

 - 要望を受け付けることができるのは、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第21号等の規定により随意契約により契約することができる地方公共団体又は公益法人その他の事業者となります。
 - 上記のほか、次の1～5に掲げる事項について十分承知のうえ、ご要望願います。
 - 契約を締結した場合、見積り合せにより成立されなかった場合及び5回の見積り合せを行わず途中で見積り合せの取下げをされた場合いずれも、契約金額を含む契約内容又は見積り合せが打ち切りとなった旨を当局ホームページにおいて公表します。
 - 上記1の公表に対する同意が契約締結の要件となります。
 - 処分価格は、書面による見積り合せ（予算決算及び会計令第99条の6の規定に基づき、処分相手方の契約希望価格を書面により確認し、当該価格が国の予定価格（予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。）の制限の範囲内であるか否かを確認する手続きをいう。）により決定します。
 - 上記3の見積り合せの実施回数は累計で5回を限度とし、5回の見積り合せによっても国の予定価格の制限に達しない場合には、直ちに見積り合せを打ち切ります。また、見積り合せの打ち切りにより処分相手方に損害が生じて国はその責めを負いません。
 - 所轄庁から事業認可の申請に対する結果の通知等を受けた場合には、速やかにその内容が確認できる書面の写しを提出いただくこととなります。

（注） ・この一覧表では、次のように用途地域名を省略しています。

第一種住居地域・・・・・・第一種住居

整理番号	所在地	登記地目	面積(平方メートル)	用途地域	建蔽率／容積率(%)	事務所等	担当	電話番号	受付期限	処分等可能予定時期
1	豊中市野田町 1501 番	宅地	8,770.43	第一種住居	60／200	大阪航空局	お問い合わせ先 ○全般 大阪航空局 総務部 広報対策官 ○手続きに関すること 大阪航空局 総務部 管財調達課 TEL:06-6937-2700		令和8年 1月5日	—

※

- 整理番号 1 の対象物件上には、国以外の者が所有する建物が所在しております。なお、国が所有する土地及び国以外の者が所有する建物を同時に購入することが取得要望受付の条件となります。また、国は土地を売却しますが、建物については建物建設会社と交渉の上、ご購入いただくことになります。なお、国は当該交渉及び売買手続き等には一切関与いたしません。
- 処分相手方は建物建設会社から建物売買を担保する書類を入手し、上記【留意事項】3. 記載の見積り合せまでに写しを提出していただきます。
- 建物建設会社との建物売買契約締結後、同日中にその写しを国に提出ください。
- 対象物件には、建物建設会社が留置権を主張しておりますが、対象物件の所有権移転時までに消滅させる予定です。
- 対象物件において大阪航空局は、地下埋設物調査を実施済みです。 地下埋設物調査の結果、対象物件には、埋設物が確認されており、調査報告書に埋設物の種別及びその埋設物量が記載されております。地下埋設物調査の結果については、大阪航空局ホームページにおいて公表しておりますので、報告書を必ず閲覧の上、全体の状況を判断してください。
5. のほか、1 の対象物件内には、建物建設会社が実施した土壌改良工事により確認された埋設物が保管されていますが、当該埋設物は、対象物件の売買契約締結までに建物建設会社によって適切に処分される予定です。